

報告第2号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月12日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第2号

（仮称）淡路市新火葬場新築工事請負変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

令和6年3月5日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第73号（令和4年12月20日議決）
- 2 当初契約年月日 令和4年12月20日
- 3 契約の目的 （仮称）淡路市新火葬場新築工事
- 4 契約金額の変更
 - (1) 議決金額（当初） 1,374,780,000円
 - (2) 第1回変更後金額 1,381,028,000円
 - (3) 変更金額 6,248,000円
 - (4) 増減率 0.5パーセント
- 5 契約の相手方
兵庫県淡路市大谷922番地の1
淡路・関西ハウス特定建設工事共同企業体
代表者 淡路土建株式会社 淡路支店 支店長 植野 久雄

報告第3号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月12日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第3号

市道生穂津名の郷線道路改良工事（1工区）請負変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

令和6年3月5日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第80号（令和5年12月19日議決）
- 2 第2回変更契約年月日 令和5年12月19日
- 3 契約の目的 市道生穂津名の郷線道路改良工事（1工区）
- 4 契約の金額の変更
 - (1) 議決金額（第2回変更） 285,305,900円
 - (2) 第6回変更後金額 292,304,100円
 - (3) 第2回変更からの変更金額 6,998,200円
 - (4) 第2回変更からの増減率 2.5パーセント
- 5 契約の相手方
兵庫県淡路市興隆寺870番地の2
株式会社 藤岡組 代表取締役 藤岡 淳二

報告第4号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、衣服損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月12日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第4号

衣服損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、衣服損傷事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和6年3月7日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 10,890円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市生穂

(2) 氏名 XXXXXXXXXX

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金10,890円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和6年2月17日午後3時ころ、淡路市志筑の津名エコプラザ内において、淡路市所有の運搬用カートを利用し、資源ごみを運ぼうとしたところ、当該カートの持ち手の一部に金属の劣化等により生じた突起物があり、それに接触した相手方の衣服に損傷を与えた。